

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名 <u>厚生労働省</u>
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税、特別土地保有税、地方消費税）	
要望項目名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>平成30年4月から厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会（以下「制度部会」という。）において、平成25年薬事法等改正法の附則にて施行後5年を目途とした見直し規定を受けて、改正法の施行後の実施状況に加え、人口構造の変化と技術革新の影響等を含めた将来に向けた見通しの視点に基づき、医薬品医療機器法等について議論を行っている。</p> <p>今後、制度部会のとりまとめを踏まえ、遅くとも次期通常国会に医薬品医療機器法等改正法案を提出する場合は、医薬品医療機器法改正等に伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>	
関係条文	—	
減収見込額	[初年度] — () [平年度] — () [改正増減収額] (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>平成25年薬事法等改正法の附則にて施行後5年を目途とした見直し規定を受けて、改正法の施行後の実施状況に加え、人口構造の変化と技術革新の影響等を含めた将来に向けた見通しの視点に基づき、医薬品医療機器法等について検討することが必要であり、当該検討結果に基づき所要の改正を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>今後、制度部会のとりまとめを踏まえ、遅くとも次期通常国会に医薬品医療機器法等改正法案を提出する場合は、医薬品医療機器法改正等に伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
ページ		3—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器・再生医療等製品を国民が適切に利用できるようにすること
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	医薬品医療機器法等改正に伴う税制上の所要の措置により、人口構造の変化と技術革新の影響等を含めた将来に向けた見通しの視点に基づく体制を整備することにつながる。
	ページ	3—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	3 —3